

昭和三十七年法律第三百三十四号

不当景品類及び不当表示防止法

目次

第二章 景品類及び表示に関する規制	第一節 景品類の制限及び禁止並びに不当な表示の禁止 (第四条—第三条)
第三章 景品類の提供及び表示の管理上の措置 (第二十二条—二十四条)	第二節 措置命令 (第七条)
第五章 報告の徴収及び立入検査等 (第二十一条)	第三節 課徴金 (第八条—第二十一条)
第六章 罰則 (第四十六条—第五十二条)	第四節 景品類の価格その他の取引条件についての措置 (第二十二条—二十四条)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。(定義)	第二章 景品類及び表示に関する規制
第二条 この法律で「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいい、当該事業を行う者の利益のために行う行為を行なう役員、従業員、代理人その他の者は、次項及び第三十六条の規定の適用については、これを当該事業者とみなす。	第三章 景品類の制限及び表示に関する規制
この法律で「事業者団体」とは、事業者との共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者(事業者団体の構成員である事業者をいう。第五十一条において同じ。)の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものとしないものとする。	第四章 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方針その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。
第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。	第五節 第一節 景品類及び表示の指定に関する公聴会等及び告示

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。(定義)	第二章 景品類及び表示に関する規制
第二条 この法律で「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいい、当該事業を行う者の利益のために行う行為を行なう役員、従業員、代理人その他の者は、次項及び第三十六条の規定の適用については、これを当該事業者とみなす。	第三章 景品類の制限及び表示に関する規制
この法律で「事業者団体」とは、事業者との共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者(事業者団体の構成員である事業者をいう。第五十一条において同じ。)の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものとしないものとする。	第四章 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方針その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。
第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。	第五節 第一節 景品類及び表示の指定に関する公聴会等及び告示

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。(定義)	第二章 景品類の制限及び表示に関する規制
第二条 この法律で「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいい、当該事業を行う者の利益のために行う行為を行なう役員、従業員、代理人その他の者は、次項及び第三十六条の規定の適用については、これを当該事業者とみなす。	第三章 景品類の制限及び表示に関する規制
この法律で「事業者団体」とは、事業者との共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者(事業者団体の構成員である事業者をいう。第五十一条において同じ。)の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものとしないものとする。	第四章 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方針その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。
第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。	第五節 第一節 景品類及び表示の指定に関する公聴会等及び告示

割により当該疑いの理由となつた行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人	二 当該疑いの理由となつた行為をした者から当該疑いの理由となつた行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた者
二次に掲げる事項	イ 当該疑いの理由となつた行為の概要
ハ 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨	ロ 違反する疑いのあつた法令の条項
(影響是正措置計画に係る認定の申請等)	ハ 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨
第三十一条 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為による影響を是正するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする措置(以下この条及び第三十三条第一項第一号において「影響是正措置」という。)に関する計画(以下この条及び同号において「影響是正措置計画」という。)を作成し、これを当該通知を受けた日から六十日以内に内閣総理大臣に提出して、その認定を申請することができる。	イ 当該疑いの理由となつた行為をした者から当該疑いの理由となつた行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた者は、当該疑いの理由となつた行為をした者から当該疑いの理由となつた行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた者
一 影響是正措置の内容	二 影響是正措置計画に係る認定の申請等
二 影響是正措置の実施期限	三 影響是正措置計画に係る認定の取扱い
三 その他内閣府令で定める事項	四 影響是正措置計画に係る認定の取扱い

内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その影響是正措置

計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 影響是正措置が疑いの理由となつた行為によ

る影響を是正するために十分なものであるこ

と。

二 影響是正措置が確実に実施されると見込ま

れるものであること。

三 第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項

の認定について準用する。

内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の

申請があつた場合において、その影響是正措置

計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認

めるとときは、これを却下しなければならない。

六 第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項

の規定による処分について準用する。この場合

において、同条第五項中「認定書」とあるのは、「不認定書」と読み替えるものとする。

七 第二十七条第三項の規定は、当該認定に係る

影響は正措置計画を変更しようとするときは、

当該認定に係る影響は正措置計画を変更しよう

とすることを請求することができる。

八 第三項から第六項までの規定は、前項の変更

の認定について準用する。

(影響是正措置計画に係る認定の効果)

第三十二条 第七条第一項及び第八条第一項の規

定は、内閣総理大臣が前条第三項の認定(同条

第七項の変更の認定を含む。次条において同じ。)

をした場合における当該認定に係る疑いの理由となつた行為については、適用しない。

ただし、次条第一項の規定による当該認定の取

消しがあつた場合は、この限りでない。

(影響是正措置計画に係る認定の取消し等)

第三十三条 内閣総理大臣は、次の各号のいずれ

かに該当するときは、第三十二条第三項の認定

を取り消さなければならない。

一 第三十一条第三項の認定を受けた影響是正

措置計画に従つて影響是正措置が実施されて

いないと認めるとき。

二 第三十一条第三項の認定を受けた者が虚偽

又は不正の事実に基づいて当該認定を受けた

ことが判明したとき。

三 第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項

の規定による第三十二条第三項の認定の取消し

について準用する。この場合において、第二十

七条第五項中「認定書」とあるのは、「取消書」

と読み替えるものとする。

四 第二十七条第七項に規定する期間の満了する日の

取消しがあつた場合において、当該取消しが

二年前の日以後にあつたときは、当該認定に係

る疑いの理由となつた行為に対する課徴金納付

命令は、同項の規定にかかるわらず、当該取消し

の日から二年間においても、することができる。

(第三章 適格消費者団体の差止請求等)

第三十四条 消費者契約法(平成十二年法律第六

十一号)第二条第四項に規定する適格消費者団

体(以下「適格消費者団体」という。)は、事

業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して

次の各号に掲げる行為を行つては行うおそ

れがあるときは、当該事業者に対し、当該行為

の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に

規定する表示をしたものである旨の周知その他

の当該行為の停止若しくは予防が必要な措置を

とることを請求することができる。

(協定又は規約)

第三十五条 適格消費者団体は、事業者が現にす

る表示が前条第一項第一号に規定する表示に該

当すると疑うに足りる相当な理由があるとき

は、内閣府令で定めるところにより、当該事業

者に対し、その理由を示して、当該事業者のす

る表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料

を開示するよう要請することができる。

2 事業者は、前項の資料に営業秘密(不正競争

防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六

項に規定する営業秘密をいう。)が含まれる場

合その他の正当な理由がある場合を除き、前項

の規定による要請に応じるよう努めなければな

らない。

(協議)

第三十六条 事業者は、内閣府令で定めるところにより、景品類又は表示に関する事項について、内閣総理大臣及び公正取引委員会の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択

及び事業者間の公正な競争を確保するための協

定又は規約を締結し、又は設定することができ

る。これを変更しようとするときも、同様とす

くは類似の商品若しくは役務を供給してい

る他の事業者に係るものよりも著しく優良で

あると誤認される表示をすること。

2 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、前項の

認定について準用する。

(影響是正措置計画に係る認定の効果)

第三十二条 第七条第一項及び第八条第一項の規

定は、内閣総理大臣が前条第三項の認定(同条

第七項の変更の認定を含む。次条において同じ。)

をした場合における当該認定に係る疑いの理由となつた行為については、適用しない。

ただし、次条第一項の規定による当該認定の取

消しがあつた場合は、この限りでない。

(影響是正措置計画に係る認定の取消し等)

第三十三条 内閣総理大臣は、次の各号のいずれ

かに該当するときは、第三十二条第三項の認定

を取り消さなければならない。

一 第三十一条第三項の認定を受けた影響是正

措置計画に従つて影響是正措置が実施されて

いないと認めるとき。

二 第三十一条第三項の認定を受けた者が虚偽

又は不正の事実に基づいて当該認定を受けた

ことが判明したとき。

三 不當に差別的でないこと。

四 当該協定若しくは規約に参加し、又は当該

協定若しくは規約から脱退することを不当に

制限しないこと。

五 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、第一項

の認定を受けた協定又は規約が前項各号のいず

れかに適合するものでなくなつたと認めるとき

は、当該認定を取り消さなければならない。

六 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、第一項

又は前項の規定による処分をしたときは、内閣

府令で定めるところにより、告示しなければな

らない。

7 第二十七条第三項の規定は、当該認定に係る影

響は正措置計画を変更しようとするときは、

当該認定に係る影響は正措置計画を変更しよう

とすることを請求することができる。

(協定又は規約)

第三十六条 事業者は、内閣府令で定めるところ

により、景品類又は表示に関する事項について、内閣総理大臣及び公正取引委員会の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択

及び事業者間の公正な競争を確保するための協

定又は規約を締結し、又は設定することができ

る。これを変更しようとするときも、同様とす

くは類似の商品若しくは役務を供給してい

る他の事業者に係るものよりも著しく優良で

あると誤認される表示をすること。

2 消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)

第一十二条の七第一項に規定する消費生活協力團

体及び消費生活協力員は、事業者が不特定かつ

多くは類似の商品若しくは役務を供給している

他の事業者に係るものよりも取引の相手方に

著しく有利であると誤認される表示をするこ

と。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不當に

害するおそれがないこと。

三 不當に差別的でないこと。

四 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、第一項

の認定を受けた協定又は規約が前項各号のいず

れかに適合するものでなくなつたと認めるとき

は、当該認定を取り消さなければならない。

五 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、第一項

又は前項の規定による処分をしたときは、内閣

府令で定めるところにより、告示しなければな

らない。

六 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、第一項

又は前項の規定による処分をしたときは、内閣

府令で定めるところにより、告示しなければな

らない。

7 第二十七条第三項の規定は、当該認定に係る影

響は正措置計画を変更しようとするときは、

当該認定に係る影響は正措置計画を変更しよう

とすることを請求することができる。

(協議)

第三十七条 内閣総理大臣は、前条第一項及び

四項に規定する内閣府令を定めようとするとき

は、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなけ

ればならない。

2 消費者保護法(平成十五年法律第百四十九号)

第一項の規定により委任された権限の一部を

公正取引委員会に委任することができる。

3 消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要があることその他の政令で定める事情があるため、事業者に対する第一項の規定による勧告を効果的に行う上で必要な措置命令、課徴金納付命令又は第二十四条(第二十五条第一項の規定による権限に限る。)を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができる。

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5 事業者の事業を所管する大臣は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を地方支分部局の長に委任することができる。

6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限及び第四項の規定による権限(次項において「金融庁長官権限」と総称する)について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。

7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、金融庁長官権限(前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

8 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第六項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

9 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を揮監督する。

10 第六項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は物件の提出の命令(第八項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

11 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 第四十条 内閣総理大臣、関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関)、関係地方公共団体の長、独立行政法人国民生活センターの長その他の関係者は、不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止して一般消費者の利益を保護するため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。(関係者相互の連携)

3 第四十一条 内閣総理大臣は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局(次項及び第三項において「外国執行当局」という。)に対し、その職務(この法律に規定する職務に相当するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

4 第四十二条 送達すべき書類は、この法律に規定するものほか、内閣府令で定める。(送達に関する民事訴訟法の準用)

5 第四十三条 書類の送達については、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第九十九条、第一百一条、第二百三条、第二百五条、第二百六条、第二百七条第一項(第一号に係る部分に限る。次条第一項第二号において同じ。)及び第三項、第二百八条並びに第二百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあり、及び同法第二百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「消費者庁の職員」と、同項中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百八条中「裁判長」とあり、及び同法第二百九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。(送達書類)

6 第四十四条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場合

二 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により送達をすることができない場合

三 外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百八条の規定によるところに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国(第三号において「要請国」という。)の刑事事件の捜査等に使用する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国(第三号において「要請国」という。)の刑事事件の捜査等に使用する場合を除くことについて同意をすることができる。

4 第四十五条 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

5 第四十六条 指置命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

6 第四十七条 第二十五条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

7 第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

8 一 自己の供給する商品又は役務の取引における当該商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者を誤認させるような表示をしたとき。

9 の映像面に表示したものを見ることができる状態に置く措置をとることにより行う。

10 公示送達は、前項の規定による措置をとつた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

11 4 第四十五条 消費者庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第九号に規定する处分通知等であつてこの法律又は内閣府令の規定による送達に関する事務を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第四十三条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して消费者庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。

12 第四十六条 指置命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

13 第四十七条 第二十五条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

14 第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

に規定する規定の施行前にした表示について
は、なお従前の例による。

第三条 新法第六条第二項及び第八条第一項の規定は、この法律の施行後に公正取引委員会がした排除命令について適用し、この法律の施行前に公正取引委員会がした排除命令については、なお従前の例による。

第四条 新法第九条の二の規定は、この法律の施行前に既になくなっている行為については、適用しない。

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年四月二七日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 施行日前に前条の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項に規定する違反行為について行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十条の規定による通

知又は前条の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法第七条第一項の規定により適用される旧法第五十条第二項の規定による審判手続においては、前条の規定による改正後の不当景品類及び不当表示防止法及び新法の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年五月二日法律第二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

(処分等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。)の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

第五条 この法律の施行前に旧法令の規定によりされた免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免

許の申請、届出その他の行為とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされた免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免

許の申請、届出その他の行為とみなす。

第七条 この法律の施行前に旧法令の規定によりされた免許の申請、届出その他の行為は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

第八条 この法律の施行前に旧法令の規定によりされた免許の申請、届出その他の行為は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

第十一条 第十二条の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法(以下この条において「旧景品表示法」という。)第五条第一項又は第

十二条第一項若しくは第十四項の規定により発せられた公正取引委員会規則は、第十二条の規定による改正後の不当景品類及び不当表示防止法(以下この条において「新景品表示法」という。)第五条第一項又は第

(経過措置の原則)

第五条 行政府の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の处分その他の行為又はこの法律の施行前にされた行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第六条 この法律による改正前の法律の規定によつては、この附則に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第七条 この法律による改正前の法律の規定によつては、この附則に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第八条 この法律の規定によつては、この附則に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第九条 不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定めたものによる。

第十三条 この法律の施行前にした表示については、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行前にした表示については、なお従前の例による。

第十五条 この法律の施行前にした表示については、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行前にした表示については、なお従前の例による。

第十七条 この法律の施行前にした表示については、なお従前の例による。

第十八条 この法律の施行前にした表示については、なお従前の例による。

第十九条 この法律の施行前にした表示については、なお従前の例による。

第二十条 この法律の施行前にした表示については、なお従前の例による。

第二十一条 この法律の施行前にした表示については、なお従前の例による。

第二十二条 この法律の施行前にした表示については、なお従前の例による。

第二十三条 この法律の施行前にした表示については、なお従前の例による。

第二十四条 この法律の施行前にした表示については、なお従前の例による。

第二十五条 この法律の施行前にした表示については、なお従前の例による。

第二十六条 この法律の施行前にした表示については、なお従前の例による。

第二十七条 この法律の施行前にした表示については、なお従前の例による。

第二十八条 この法律の施行前にした表示については、なお従前の例による。

第二十九条 この法律の施行前にした表示については、なお従前の例による。

第三十条 この法律の施行前にした表示については、なお従前の例による。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条及び附則第五条の規定 公布の日
二 第一条中不当景品類及び不当表示防止法第十条の改正規定及び同法本則に一条を加える改正規定、第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条及び第七条から第十二条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、第一条の規定による改正後の不当景品類及び不当表示防止法第七条の規定の例により、事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上必要な措置に関する指針を定めることができる。
2 前項の規定により定められたものとみなす。

- 第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十六年一月二七日法律第一八号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)

- 第二条 この法律による改正後の不当景品類及び不当表示防止法(以下「新法」という。)第二条(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

章第三節の規定は、この法律の施行の日(附則第七条において「施行日」という。)以後に行われた新法第八条第一項に規定する課徴金対象行為について適用する。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五条 施行日が行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)の施行の日前である場合には、同法第二十八条のうち不当景品類及び不当表示防止法第十二条第十項の改正規定中「第十二条第十項」とあるのは、「第三十三条第十項」とする。

(調整規定)

第六条 施行日が行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)の施行の日前である場合には、同法第二十八条のうち不当景品類及び不当表示防止法第十二条第十項の改正規定中「第十二条第十項」とあるのは、「第三十三条第十項」とする。

(附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄 (施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二十五日法律第四八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二五日法律第四八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二五日法律第四八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二五日法律第四八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五条)第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定 公布の日

第一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十六年一月二七日法律第一八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
附 則 (令和五年五月一七日法律第二九号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第十五条第二項の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第四条の規定 公布の日)

三 第十一条第二項の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第四条の規定 公布の日)

四 第二十二条第十項の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第二十二条第十項の規定 公布の日)

五 第二十二条第十項の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第二十二条第十項の規定 公布の日)

六 第二十二条第十項の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第二十二条第十項の規定 公布の日)

七 第二十二条第十項の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第二十二条第十項の規定 公布の日)

八 第二十二条第十項の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第二十二条第十項の規定 公布の日)

九 第二十二条第十項の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第二十二条第十項の規定 公布の日)

十 第二十二条第十項の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第二十二条第十項の規定 公布の日)

十一 第二十二条第十項の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第二十二条第十項の規定 公布の日)

十二 第二十二条第十項の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第二十二条第十項の規定 公布の日)

十三 第二十二条第十項の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第二十二条第十項の規定 公布の日)

十四 第二十二条第十項の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第二十二条第十項の規定 公布の日)

十五 第二十二条第十項の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第二十二条第十項の規定 公布の日)

十六 第二十二条第十項の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第二十二条第十項の規定 公布の日)

十七 第二十二条第十項の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第二十二条第十項の規定 公布の日)

十八 第二十二条第十項の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第二十二条第十項の規定 公布の日)

十九 第二十二条第十項の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第二十二条第十項の規定 公布の日)

二十 第二十二条第十項の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第二十二条第十項の規定 公布の日)

二十一 第二十二条第十項の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第二十二条第十項の規定 公布の日)

(調整規定)
第八条 施行日が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の施行の日前である場合に、同法第六十八条第二号中「第三十六条及び第三十七条」とあるのは、「第四十六条及び第四十七条」とする。